

## 講演 8. 自動車審査部における審査の概要について

自動車審査部

佐竹 克也

### 1. はじめに

自動車を購入し使用する際は、その自動車が安全・環境上の基準に適合していることを、運輸支局にて行われる検査により確認することになっています。この検査を効率的に行うため、自動車及び自動車装置（以下「自動車等」という）について、生産段階で安全・環境基準に適合していることを確認する型式指定制度が設けられています。

自動車審査部は、この型式指定制度の業務の一環として、販売が予定されている自動車について、申請により安全・環境基準の適合性の審査をサンプル車により行うわが国唯一の機関です。

審査の目的は、安全・環境基準に適合しない自動車が市場に出回ることを防止することであり、審査の実施に当たっては、厳正かつ公正に行う必要がありますが、併せて、自動車が技術革新の進展が著しく、また国際的な流通を念頭に置いた商品であることに鑑み、合理的に行うことも重要です。

審査を合理的に実施する1つの取り組みとして、安全・環境基準や認証制度の国際調和があり、ここでは、自動車の国際基準調和に向けた取り組みに言及しつつ、昨今の自動車審査部の取り組みを概説します。

### 2. 業務実績

平成26年度に自動車審査部が行った審査業務の実績については、自動車（車両）にあつては新規申請及び変更申請合わせて3953型式、自動車装置にあつては新規申請及び変更申請合わせて493型式となっています（図1参照）。

また、メーカーの設計・開発をより円滑に進めるため、審査業務に先立ち、試験等を行う先行受託試験については、平成26年度は225件（対前年度比78件増）の受託があり、積極的な活用が進んでいます。

よく活用された試験を例示しますと、前面衝突時の乗員保護試験、灯火器取付試験、排出ガス・燃料消費率試験、騒音試験、諸元測定試験、となります。

さらに、車両等の型式認定相互承認協定（いわゆる1958年協定）に基づく、日本政府による装置型式指定認可証の（E43）発行については、概ね国内で使用される突入防止装置及び大型後部反射器を除くと、平成26年度は107件（対前年度比41件増）と、積極的な利用が進んでいます。

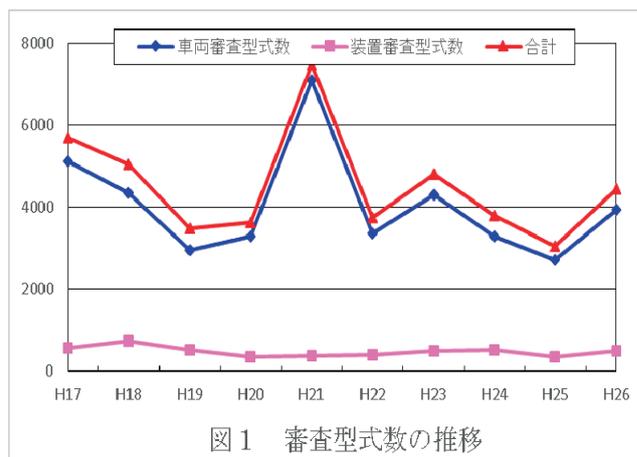


図1 審査型式数の推移

### 3. 国際基準調和に向けた取り組み

国際基準調和の取り組みについては、いわゆる1958年協定に基づく国連協定規則（UN規則）、及び、車両等の世界的技術基準協定（いわゆる1998年協定）に基づく世界統一技術規則（GTR規則）が、日本の安全・環境基準として採用された場合、自動車審査部では、基準に基づく試験の詳細な取扱いを定めた試験規程（いわゆるTRIAS）を定め、厳正かつ公正な業務を実施しています。

昨今の国際基準調和の取り組み状況として、UN規則・GTR規則を直接引用することとなったTRIASを念頭に、以下に紹介します。

### 3. 1. 予防安全関係

ブレーキについて、乗用車及びトラック・バスともに、平成26年度にそれぞれUN規則の直接引用に係るTRIASを制定しました。平成27年度上半期までに54件の試験を行うとともに、装置型式指定認可証(E43)が15件発行されています。

大型車を対象とした衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置について、平成25年度にそれぞれUN規則の直接引用に係るTRIASを制定し、平成27年度上半期までにそれぞれ5件及び7件の試験を行いました。

かじ取り装置について、平成26年度にUN規則の直接引用に係るTRIASを制定しました。平成27年度上半期までに試験の実績はありませんが、今後の実用化に向けた動きが見込まれる自動運転とも関わりのある試験であり、今後の活用が期待されます。

電磁両立性について、平成24年度にUN規則の直接引用に係るTRIASを制定し、平成27年度上半期までに34件の試験を行うとともに、装置型式指定認可証(E43)が9件発行されています。また、自動車試験場において、試験実施のための施設を平成27年度末までに完成させるべく整備を進めています。(図2参照)。

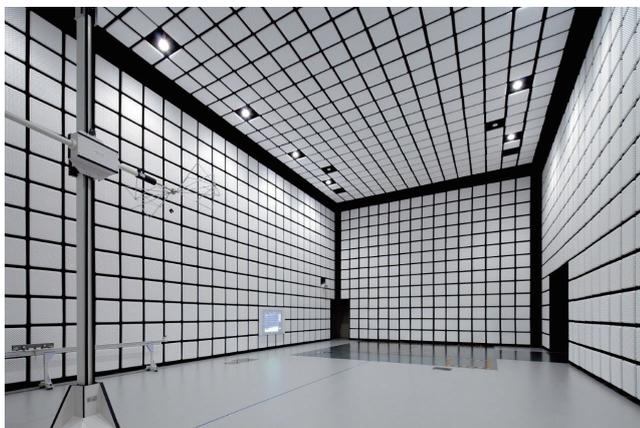


図2 電磁両立性試験施設の一例  
(株)広島テクノプラザ殿の施設)

### 3. 2 衝突被害軽減関係

歩行者保護について、日本提案の脚部インパクトを取り入れたUN規則直接引用に係るTRIASを平成26年度に制定しました。平成27年度上半期までの試験の実績はありませんが、取り入れられたインパクトは人体忠実性のよいものであることから、今後の活用が期待されます。

水素ガス燃料装置及び水素ガス衝突燃料漏れにつ

いて、燃料電池自動車の一層の普及を念頭に、GTR規則の直接引用に係るものとしては最初となるTRIASを平成26年度に制定しました。27年度上半期までにそれぞれ1件の試験を行っています。水素社会の実現に向けた動きに伴い、今後の活用が期待されます。

### 3. 3 環境関係

騒音については、二輪車にあつては、平成24年度にUN規則の直接引用に係るTRIASを制定し、平成27年度上半期までに35件の試験を行いました。また、四輪車にあつては、本年7月の中央環境審議会の答申等を踏まえ、UN規則の直接引用に係るTRIASを平成28年に制定する方向で、調整を進めることとしています。

排出ガス・燃費関係については、規制値が関係するUN規則の直接引用は行われていませんが、GTR規則における試験走行モードについて、平成26年度にRMC (Ramped Modal Cycle : 世界統一特殊自動車排出ガス試験法における定常試験サイクル) に関するTRIAS、平成27年度にWHDC (Worldwide harmonized Heavy Duty Certification procedure : 世界統一重量車排出ガス試験法) による排出ガス測定及びWMT C (Worldwide Motorcycle emissions Test Cycle : 世界統一二輪車排出ガス試験法) による燃料蒸発ガス測定に関するTRIASを、それぞれ制定しました。

また、WLTP (Worldwide harmonized Light vehicles Test Procedure : 乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法) にあつては、概ね検討が終了し、来年にもGTR規則として定められる状況にあることから、本年2月の中央環境審議会の答申等を踏まえ、排出ガス測定に係るTRIASを平成28年に制定する方向で、調整を進めることとしています。

## 4. まとめ

国際基準調和活動は、認証業務において新しい基準が活用されることにより初めてその成果が上がることとなります。

自動車審査部では、国際調和された保安基準告示の公布を踏まえ、遅滞なくTRIASの制定を行い、新しい基準での試験をより早く、より多く行うことにより、国際基準調和活動の成果がより上がるよう、引き続き積極的な取り組みを進めてまいります。